

## 相続登記必要書類一覧

《重複する場合（同じ書類）は1通のみで可》

	被相続人（亡くなった方）	取得先
所有権移転	① 15歳から死亡までの戸籍謄本等全部 ② 被相続人の戸籍の附票 ③ 被相続人の配偶者（妻 or 夫）の15歳から死亡までの戸籍謄本全部 （→配偶者が被相続人より後に亡くなった場合） ④ 被相続人の子供等の15歳から死亡までの戸籍謄本全部 （→子供等が亡くなっている場合） ⑤ 固定資産評価証明書（被相続人名義の土地建物全部） ⑥ 不在籍・不在住証明書 （登記簿上の住所氏名と戸籍・住民票の住所氏名とが違って、つなげられない場合）	市区町村役場
	相続の権利のある方全員	取得先
	① 戸籍謄本 ② 印鑑証明書	市区町村役場
	③ 下記のいずれか ● 遺産分割協議書又は、遺産分割協議証明書（※本人署名捺印）（実印） ● 特別受益証明書（※本人署名捺印）（実印） ● 〈他に相続人がいないことの〉証明書（※本人署名捺印）（実印） ● 相続分譲渡証明書（※本人署名捺印）（実印） ● 裁判所の放棄書類	雛形有 裁判所
	実際に相続される方	取得先
	① 住民票 ② 委任状（※本人署名捺印）（認め印）	雛形有

※ 必ず本人の署名捺印が必要です。

※ 実印はきれいに掃除してきれいな朱肉を使って、陰影がハッキリするよう  
しっかり丁寧に押しましょう。

※ 未登記の建物も登記しておいた方が良いでしょう。

※ 遺産分割協議書には、預貯金・車・株式等の遺産や債務なども記載した方が良いでしょう、  
財産を特定できるものを用意しましょう。また、遺産分割協議書は、相続人の数だけ  
同じものを作成しておいた方が良いでしょう。

※ 代償分割（ある相続人が遺産を取得する代わりに別の相続人に金銭を支払う）の場合、  
代償金額と支払期限を明確にしましょう。